

# 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見書

2013年9月16日

内閣官房内閣情報調査室御中

近藤 ゆり子

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

TEL 0584-78-4119, 090-8737-2372

## 1. はじめに

まず、この「意見募集（パブリックコメント募集）」が、14日間という極めて短い期間で行われていること、及び、示された資料が「概要」でしかないことに、強く抗議したい。このような形で「パブコメをとった」「意見は聴いた」として、法案提出のためのアライヴづくりとするのであろうか。

「特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保全法」という）案」は、すでに法文、さらには逐条解説までできていると聞く。にもかかわらず、政府は、情報公開請求に対して、法文（案）も公開せず、省庁間の法令協議もほぼ全面的に「黒塗り」不開示で対応している。「未成熟な議論が国民に公開されると国民に混乱をもたらす」からだという。今回の意見募集の資料としても「概要」しか示されていない。

後述するが、この「秘密保全法」は憲法の根幹的価値を否定し、憲法の変質をもたらすことに繋がりかねない重大な法律である。政府は、その重大な法律を徹底した秘密主義で「静かに」成立させようとしている。7月29日に麻生副首相が言及した「ナチスの手口」（＝「静かにやろうやと。憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね」）。安倍内閣は、この「手口」を実行しようとしている、その一つがこの「秘密保全法」である、と考えざるをえない。

定められた憲法改正手続きを僭脱して、憲法を「だれも気づかないで変」えるというなど、許されるはずがない。麻生副首相の発言は撤回されたというものの、撤回理由は到底国民を納得させるものではなかった。世論は”麻生副首相のホンネは「ナチスの手口に学べ」にある”と考えている。重要閣僚が立憲主義の根幹を否定するような内閣が「秘密保全法案」を国会提出することに強く反対する。

以下、「概要」しか示されていない中、その内容は基本的には2011年8月の秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の報告書「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」

（以下、「報告書」という）の内容と異ならないので、短い「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に明文で書かれていない事柄は「報告書」が補完しているものと考えて、以下、意見を述べる。

## 2. 「秘密保全法」制定の必要性は存在するのか？

「概要」に付けられた「参考資料」（以下「参考資料」という）には、『情報漏洩に対する脅威が高まる中、政府部内や外国との間で情報共有を推進し、国及び国民の安全の確保を図るためには、

政府が保有する重要な情報を保護する制度の整備が不可欠』とあるが、どのような『情報漏洩に対する脅威』があるのかは示されていない。

2011年8月に「報告書」が出されるに至った有識者会議設置の経緯からすれば、2010年11月の「尖閣沖中国漁船衝突事件の映像流出／ユーチューブへの投稿」が「秘密保全法」の必要性の重要な根拠とされているらしい。しかし、そうであれば、論理的にも整合性がなすすぎる。

この映像がユーチューブで閲覧できることが報道されるより前に、政府は与野党の国会議員にはこの映像を見せ、見た国会議員はその内容の詳細を報道関係者に伝え、テレビでは再現映像が訪英され新聞には詳細な解説図などが載っていた。その時点では、政府は「情報漏洩だ！」と騒ぎはしなかった。つまりは『公になっていないもの』（「参考資料」より）とはいえなかったのだ。今般の「秘密保全法」の対象にはなりえない情報だったのではないのか？

その後中国漁船船長が不起訴となって帰国し、刑事裁判の証拠となる可能性も消えた。映像を「流出」させユーチューブに投稿した職員も刑事責任は問われていない。この映像は「政府が保有する重要な情報」といえるのか？重大な「国益」侵犯はあったのか？

この映像は、不特定多数の海上保安官がアクセスできるような状態におかれていた。「尖閣沖中国漁船衝突事件の映像流出」事件は、情報管理の物的管理の不適さを示すものであったとしても、新たに重罪を科す立法の必要性の根拠になるようなものではない。

行政の「秘密」を守るものとして国家公務員法があり、「防衛」に関することであれば自衛隊法や在日米軍の機密に関する諸法律・協定等がある。今般の「秘密保全法」が屋上屋を重ねるものではないとしたら、「懲役10年」という重罰にこそ意味があるというのであろうか？

その重罰は「政府が保有する重要な情報を保護する」に役立つのではなく、日本国憲法の国民主権原理を侵すことに直結するのみではないか？（3. 以下に叙述）

「報告書」で摘示されている「情報漏洩」事件は、どれも現行法の最高刑を科すに至らないものであり、ほとんどは不起訴であった。重罰を科せば「漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する」とする理由は何もない。

わざわざ「本法を拡張解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害することがあってはならない旨規定」（「参考資料」より）しなければならない危険な法律を作る必要があるという説得性は皆無である。

### 3. 「特に秘匿することが必要である特定秘密」とは一体何か？

「概要」「参考資料」では、何が「特定秘密」として指定されるのかわからない。「参考資料」には『別表には、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、④テロ活動防止に関する事項を具体的に限定列挙』とあるが、その「別表」をみても、限定されているとはいえない。罪刑法定主義に悖る。

①防衛に関する事項：科学技術の多くは軍事転用が可能である。どんな研究でもイ～ヌに当てはまりうる。

②外交に関する事項：イ～ホに「当てはまらない」と明確に言いうるものはあるのだろうか？そして過去にも「密約」はあった。「5年更新」を続けることで、何十年先までも「密約」は、重罰をもって秘匿され続けるのであろうか。

③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項：「外国の利益を図る目的」という主観的要素はどのように判断（立証）されるのか？憲法が重要な価値として保障する

思想・良心の自由」に踏み込み、侵すことにならないのか？

「安全脅威活動」とは何を指すのか？「通常の判断能力を有する一般人の理解」において理解できない。

④テロ活動防止に関する事項：何をもって「テロ活動」と判断するのか？2003年3月の米英軍のイラク攻撃を、日本政府は直ちに支持し、さらにイラク特措法を成立させてイラクに自衛隊を派遣した（航空自衛隊の活動は憲法違反であるとの判決が確定している）。「テロとの戦い」と米国はいい、日本製はそれを支持した。だが、その「攻撃の大義」は誤り（むしろ「ウソ」）だったことを米国自身も認めている。事実と反する理由をもって民間人を殺戮した側は「テロ」ではなく、殺された側が「テロリスト」なのか？この事実と照らすと、何が「テロ活動」で何が「テロ活動」ではない（と日本政府が判断する）のか？③以上に「通常の判断能力を有する一般人の理解」において理解できない。

結局のところ余りにも「漠然不明確または過度に広汎」であり、国民は「これは知ろうして良いものか、それとも知ろうとしてはならないのか」判断しがたい。判断しがたい中で、ある情報にアクセスすることで重罰が科されることになるかもしれない、となれば、大きな萎縮的効果をもたらす。「知る権利」は行使できないものとなってしまい、国民はひたすら政府の発表（「大本営発表」）の受け手であるしかなくなってしまう。

国民主権は、国民が国家の重要情報を知ることができ、自由に論議することができることをもって成り立つ。情報公開制度はそれに資するためにできたはずである。「秘密保全法」は、情報公開制度と背反し、ひいては国民主権原理、民主主義そのものの否定に繋がる。「秘密保全法」案の国会提出と成立は、日本国憲法第12条前段「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」を微力ながらも追求してきた者として到底許すことはできない。

#### 4. 「適正評価制度」について

まず、「概要」にある部分のみについて。

『～同意を得て』とあるが、その職場で働き続ける限りは、事実上”同意しない自由”はなく、強制に等しい。

挙げられている「適正評価」項目のうち、①③は評価する側の主観が入りうるものであり、評価される側に「～と思われぬか」と慮る心理が働く可能性が高い。たとえば労働組合役などで活動する場合などに過度な”慮り”が入りうる。憲法上の権利の行使に際して萎縮的効果が働かぬ。こうした「制度」は設けてはならない。

②及び④～⑦は、センシティブ情報であり、そもそも国がこうした個人のセンシティブ情報を収集すべきではない。プライバシー権の侵害である。

「概要」に記述されていないものはどうなのか？「報告書」にみられる「人的管理—適正評価制度」は極めて問題が多い（人権侵害の度合いが高い）ものである。「報告書」にある事柄で「概要」では記述されていないものについて、法文あるいは政令でどう扱われるのか「わからない」。

例えば『対象者本人に加え、配偶者のように対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる』（「報告書」p11）はどうなったのか？「概要」の基調的なありようからすれば、対象者の身近にある者が網羅的に調査されるのではないかと、という懸念は消えない。

## 5. 罰則等について

まだ法文は明らかにされていない（情報公開請求をしても不開示となる）が、上述の通り、法文そのものが「漠然不明確または過度に広汎」であり、「通常の判断能力を有する一般人の理解」において理解できない蓋然性が極めて高い。罪刑法定主義が担保されない。

「秘密保全法」違反で訴追された被告人合の防御権はどうなるのか？「その情報はそもそも特定秘密指定されるべき情報はない。ゆえに無罪」と被告人が主張した場合、検察側は「これはこれこれしかじかであるがゆえに（と内容を詳細を述べ）特定秘密指定は妥当である」と公開の法廷で立証するのか？考えにくい。秘密裁判に持ち込まれる可能性が高いと思える。公開の法廷で構成な裁判を受ける権利が侵害される可能性は極めて高い。

また『その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為』（「概要」）とはどのような行為なのか？やはり「通常の判断能力を有する一般人の理解」において理解できない。さらに『未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する』（「概要」）となれば、どんな行為でも処罰されるのではないのか？ およそ外交とか防衛とかを話題にするな、という社会的雰囲気づくりがされてしまう。（例えば、オスプレイの安全性を問うことでさえ「怖い」「話題にしたくない」ものにされてしまう）。社会全体が萎縮するしかなくなってしまうのである。

「秘密保全法」によって、日本国憲法が定める国民主権の国家像とはほど遠い国家・社会へと変質させられる蓋然性は相当に高い、と考える。

法律による憲法の下克上は許されない。

## 6. 杞憂に終われば良いが・・・

「概要」は”その他”として『(1) 拡張解釈の禁止に関する規定／本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。』と述べている。だが、かつて、秘密保護のためとして制定された軍機保護法、国防保安法等は、帝国議会でのかなり踏み込んだ「歯止め」議論があったにもかかわらず、結局は濫用され、数多の陰惨な「思想」冤罪事件を作り出したこと（上田誠吉氏の著書による）を想起しないではいられない。「戦前」と今は全く違う」では済まされない。イラク特措法も不当な拡張解釈がなされ、自衛隊は憲法違反を侵すこととなった（もし「正当な解釈」で憲法違反を侵したのであれば、イラク特措法そのものが違憲な法律であったことになる。どちらなのだろう？）。

「秘密保全法」ができれば、それを所管する部署ができる、まじめな職員が一生懸命働くことで、その部署は肥大化していく。（6月30日、愛知県弁護士会主催のシンポジウムで講師を務められた元警察庁釧路方面本部長・原田宏二氏の発言から一部を引用）。

「秘密保全法」を所管する部署がどこにどのような名称で設けられるのかは知らない。しかしその本質は情報機関であり、（日本版）中央情報部（「JCIA」？）に他ならない。

情報機関は何をするか？ 日本の”戦前”に遡らずとも、今現在の米国と韓国の状況から窺うことができる。

E・スノーデン氏は、米国政府当局に違法な（憲法違反、「建国の大義」に背く）インターネット情報収集を告発したゆえをもって、逃亡生活を余儀なくされている。追い回している米国政府当局は「（違憲・違法な）情報収集を続ける」と開き直っている。

その米国が、日本政府に「秘密保全法」づくりを強く求めている。

韓国国民は、大きな犠牲をはらいながら民主化を進めてきた。が、KCIAの後身である国家情報院は組織ぐるみの大規模な選挙介入を行い、韓国国民の厳しい批判を受けている。存亡の危機に立たされた国家情報院は、”政敵” 検察最高責任者を追い落とす工作をする一方、”維新時代（朴正熙の時代）” よろしく野党国会議員を「北のスパイ」容疑で拘束した。

韓国の情報機関の礎を築いたのは日本であったことを忘れてはならない。

「日本は米国とは違う、韓国とは違う」と言えるのだろうか？

”戦前”の軍機保護法、国防保安法等で重罰を受けたの多くは、スパイでもなければ思想的確信者でもない、ごく普通に暮らす市井の人たちであった。

「秘密保全法」案は、憲法9条の解釈改憲の動き、「戦争できる国づくり」と歩調を合わせて出てきている。

「(日本版) 中央情報部/JCIA」が杞憂に終われば良いが・・・。

「秘密保全法」は要らない。法案の国会提出に断固反対する。

以上